## 鹿児島県規則第14号

県民の日に免除する公の施設の使用料等を定める規則

鹿児島県県民の日を定める条例(平成30年鹿児島県条例第45号)第4条の県が設置した公の施設の使用料等で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げる公の施設について、それぞれ同表の右欄に掲げる使用料等とする。

公の施設	使用料等
鹿児島県歴史・美術センター黎	鹿児島県歴史・美術センター黎明館の設置及び管理に
明館	関する条例(昭和58年鹿児島県条例第6号)第6条第
	1項に規定する入館料のうち、普通入館料
鹿児島県霧島アートの森	鹿児島県霧島アートの森の設置及び管理に関する条例
	(平成12年鹿児島県条例第22号)第9条第1項に規定
	する利用料金のうち、入園の利用料金
鹿児島県奄美パーク	鹿児島県奄美パークの設置及び管理に関する条例(平
	成13年鹿児島県条例第17号)第9条第1項に規定する
	利用料金のうち、観覧の利用料金
鹿児島県屋久島環境文化村セン	鹿児島県屋久島環境文化村センター及び鹿児島県屋久
ター	島環境文化研修センターの設置及び管理に関する条例
	(平成8年鹿児島県条例第14号)第9条第1項に規定
	する利用料金のうち、観覧の利用料金
フラワーパークかごしま	フラワーパークかごしまの設置及び管理に関する条例
	(平成7年鹿児島県条例第48号)第7条第1項に規定
	する利用料金
鹿児島県立博物館	鹿児島県立博物館の設置及び管理に関する条例(昭和
	39年鹿児島県条例第43号)第5条第1項に規定する使
	用料
鹿児島県上野原縄文の森	鹿児島県上野原縄文の森の設置及び管理に関する条例
	(平成14年鹿児島県条例第48号)第8条第1項に規定
	する利用料金

附則

この規則は、公布の日から施行する。